

翻訳

マックス・ヴェーバー
「貨幣の国家理論についての補論」小林 純[†]

はしがき

ここに翻訳紹介するのは、M・ヴェーバー（1864～1920）の死後出版の著『経済と社会』の一節で、第2章第36節の後に付されたものである。以下、これを補論と呼ぼう。ここでは『経済と社会』のテキスト編集に関わる諸問題に立ち入ることはしない。1975年の第5版までの編集が誤りであったこと、補論部分を含む第1部第2章全体は出版のためヴェーバー自身によるゲラの校正が済んでいたこと、の二点のみはここで確認しておこう。編集問題についてはすでに四半世紀前に、W・シュルフター＋折原浩『『経済と社会』再構成論の新展開——ヴェーバー研究の非神話化と『全集』版のゆくえ——』（鈴木宗徳＋山口宏訳、未来社、2000年）で暫定的結論が出ていた。両著者間の主張の違いは、邦訳でもよく知られた「法社会学」や「宗教社会学」「支配の社会学」「都市の類型学」を含む第2部草稿群の解説のための概念規定が「理解社会学のカテゴリー」論文（1913年）でなされたとする（折原）か、概念規定が「カテゴリー」論文以降に若干変化したとする（シュルフター）か、にあるため、この「補論」には関わらない。補論を含む第2章のための概念規定が「第1章 社会学の基本概念」で与えられていることは疑いない。

補論の位置付けについて触れておく。本論である「第2章 経済行為の社会学的基礎範疇」（いわゆるヴェーバーの「経済社会学」章）はⅠ～Ⅵに分かれていて、その「Ⅴ 貨幣制度」は、クナップ『貨幣の国家理論』に触発されたヴェーバーが、自己の範疇展開の中で「クナップ用語」を使って彼の理論の解説を行いながら対話を試みているが如くの印象すら与える。もちろん、各所で批判的コメントを付してはいるが、本論の第35節では「クナップのこの本は、形式的にも内容的にも、ドイツの著作芸術上からいっても科学的営利さからいっても最高傑作の一つである。しかるに専門批判者の目は、ほとんどすべて、彼が立ち入らずにおいた諸問題には

[†] 立教大学名誉教授 E-mail : 5202611@rikkyo.ac.jp

かり向けられた」と記している。これに対して「補論」は、逆にクナツプ理論に対する批判を主論点にしている。末尾ではクナツプ理論の嫌われる理由の核心を示した。「国家理論」への拒絶反応は、現在でもままだ見られるが、それが生じる所以をヴェーバーは明確かつ論理的に説いており、それを知るためだけでも「補論」には一読の価値があるだろう。

この補論の翻訳として訳者（小林）が参照したのは次の二点である。

- ・英訳：Max Weber, *The theory of social and economic organization*, translated by A. M. Henderson and Talcott Parsons, The Free Press 1964 (orig. 1947), p. 299-309 (36A: Critical Note on the 'State Theory of Money').
- ・邦訳：水沼知一訳「マックス・ヴェーバー G. クナツプの貨幣国定理論について（『経済と社会』第1部第2章第36節補論）」、東京都立大学『経済と経済学』第38号、1977年1月（85～96頁）。

訳者（小林）がここに新たな邦訳を提供する意図は、1. 水沼訳がクナツプ独特の用語に関して1922年出版の古い宮田喜代蔵訳（『クナツプ貨幣国定学説』岩波書店）に準拠しているので、新訳（小林純・中山智香子訳『貨幣の国家理論』日本経済新聞出版、2022年）に合わせたい、2. テキストの一義的解釈を狙うがゆえに難解となった水沼訳の読みづらさを改善し、併せて若干の誤訳を訂正する、ということにあるが、2の成否は読者の判断に委ねられる。

いわゆる「経済社会学」章には富永健一訳「経済行為の社会学的基礎範疇」（尾高邦雄編『世界の名著 50 ウェーバー』中央公論社、1975年）がある。訳者富永は、この補論を「…クナツプ批判に特別の現代的意義があるとも思われなかった」（尾高編、469頁註1）として省いたが、これに反応した水沼が上記の翻訳を公表したのを受けて、富永は尾高編『中公バックス 世界の名著61 ウェーバー』（中央公論社、1979年）の469頁註1を書き換えて、省略部分の趣旨を4行ほど記した。

水沼は、富永の「省略」の理由づけが正当とは言えないとして、補論が「ヴェーバー研究においても看過しえない重要な論点をいくつか内包している」ことに注意を促す目的で、補論の論点の整理、「経済社会学」章の「V 貨幣制度」（32～36節）全体と補論の関連、そしてクナツプ批判の特徴と意義について、短いがやや立ち入った議論を「訳者はしがき」（上掲誌85～89頁）で展開した。訳者（小林）は、ヴェーバー研究の当該領域での論点がそこにはほぼ網羅されていると見たい。読者にはぜひ水沼「訳者はしがき」の一読をお願いしたい。

付言すると、文脈を貨幣論史にとれば、水沼は当然触れていないが、ケインズは『貨幣改革論』（1924年）冒頭で「物価、信用および雇用の安定を最も重要なもの」として掲げ、それに資する理論構築のための「計算貨幣」論を前面に打ち出している。彼はクナツプの書の英訳書（第1～3章の理論編のみ）を作らせてその理論を理解したのち、『貨幣論』（1930年）第1章で貨幣数量を数えられるようにクナツプの定義を練り直し、諸物価指数の使い勝手を探っていたのではないか、というのが訳者の見立てである。これについては以前触れたことがある

(『貨幣の国家理論』379～381頁)。ケインズのこの志向は20世紀の貨幣論展開の軌道を敷いた感があるが、ヴェーバーのクナツ批判の理屈だてにはミーゼスを援用したところも見られ、ドイツ語圏経済学にもケインズと同様の志向があったことを示すものと言えよう。

当然だが、この補論は「経済社会学」章の「V 貨幣制度」との関連で読まれるべきであり、これ単独でヴェーバーのクナツ評価に引証されるべきものではないこと、を記しておく。

【凡例】

- (1) 以下は、Max Weber, Exkurs über die staatliche Theorie des Geldes. In *Max Weber Gesamtausgabe* I/23, Wirtschaft und Gesellschaft. Soziologie. Unvollendet 1919–1920, Hrsg. von K. Borchart, E. Hanke u. W. Schluchter, Tübingen: Mohr 2013. S. 415–427の邦訳である。従来のMax Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* (Hrsg. von J. Winnckelmann), 5. Aufl. 1972 (旧版) では、S. 109–113 である。
- (2) 全集版テキストに付された脚注は訳出しない。
- (3) 原文テキストの“—”は「——」で、イタリックは**太字**で示す。イタリックは旧版では隔字体表記である。カッコ (…) は原文どおり。
- (4) 文意の明確化のため訳者が挿入した語句は〔…〕で表した。
- (5) クナツに特有な用語は、原則として小林純・中山智香子訳『貨幣の国家理論』(日本経済新聞出版、2022年)の表記に拠る。例外は、ヴェーバーの文意に即して、*notales Geld*, *Notalgeld* (非正貨) を「券貨」〔=紙幣〕とし、また *Sperrgeld* (枠内限定貨幣) を「自由鑄造禁止の貨幣」としたことである。
- (6) 【はしがき】に書いたようにこの補論は第1章での概念規定の下にあるので、それを意識すべき特殊な用語には原語をカッコ (…) 内に添え、末尾で説明を入れた。

マックス・ヴェーバー 貨幣の国家理論についての補論

クナツが勝ち誇るように証明しているのは、金本位通貨への、ないしそれにできるだけ近い間接的な金相場規制による本位通貨への移行を目指した最近の「支払手段」政策が、直接国家によるものであれ、国家的規制を受けた間接のものであれ、すべて「対外相場規制」的に規定されていた、つまり自国の本位通貨と外国、とくに**英国**の本位通貨との外国為替相場への考慮に規定されていた、ということである。世界最大の通商領域を有して世界交易で一番手広く活動する支払仲介者である金本位通貨国の英国との「鑄貨平価」を維持するため、まずドイツが銀の廃貨を行い、つづいてフランス、スイス、その他の「鑄貨同盟」諸国、そしてオランダも、最後にはインドが、自国でそれまで自由な流通貨幣として扱ってきた銀を自由鑄造禁止の貨幣にして、さらに対外支払のために間接的な金相場規制の施策を採った。オーストリア

とロシアも同じことを行なった。「自己発生的」(兌換できない、つまりそれ自体本位通貨として機能する)紙幣を採用している貨幣領域の「支払手段」管理行政は、最低限つねにもっとも簡単に外国へ金で支払ができるように、やはり間接的金材相場規制策を採った。要するにこれらの国にとっては(できる限りの)本位間**相場の固定**だけが重要だった。それゆえクナツプは、本位通貨の素材と素材相場規制との問題全般には、この相場固定という意義**だけ**しかない、と考える。だが彼は、この「対外相場規制」という目的の実現には、それとは異なる例の間接的金材相場規制の施策(紙幣本位通貨管理行政)でも直接的素材相場規制方式と**同様に**充分満足できる(オーストリアとロシアを見よ!),と結論づける。たしかにこの主張は——他の条件が同じならば——素材相場規制に関しては、決して**無条件に**文字通り正しいとはいかない。というのも、二つの同じ(金材ないし銀材相場規制の)素材相場規制を行う本位通貨領域間で相互に鑄貨輸出禁止が行われていなければ、双方が同じ素材相場規制だという事態が、疑いなく相場固定を著しく**容易にする**のはたしかである。しかし、それが本当だとしても——そして実際は通常の状態ならほぼ本当だが——まだ以下のことはやはり証明されない。すなわち、貨幣の「素材 Hyle」(材料)の選択、つまり現在ならとくに金属貨幣(今日ではとくに金貨ないし銀貨)か、券幣(前に述べた複金属主義と自由鑄造禁止の貨幣の特殊なものはここでは当面考慮から外す)かの選択に際して考慮され**うる**のは例の観点**だけ**である、という点だ。つまり彼が言いたかったのは、その他の点では紙幣本位通貨は金属本位通貨と**同様に**機能する、ということである。だが形式的に見ただけでも相違は重要である。紙幣本位貨幣は**つねに**「管理貨幣」だが、金属貨幣はそうなることが**ありうる**にすぎず、そうで**なければならぬ**、ということはない。紙幣が(理屈ではあり得ても!)素材相場規制的と**なりうる**ことはない。「減価した」アッシニア紙幣と、将来たぶん世界中で廃貨となればおよそ産業用原料にまで「減価する」銀との相違は、(クナツプも折りに触れて認めるように)ゼロではない。たしかに紙は以前も、そしてまさに現在(1920年)も、いつでも「任意に」溜め込み手元に置ける財でないのは貴金属と同じである。しかし、1. 客観的な調達可能性の差、そして2. 考慮される**需要**との関係からみた調達の**費用**の差はやはりとても大きい。金属は所与の鉱山の状態にどうしても比較的**強く**制約されるため、クナツプは次の命題を立てることになる。すなわち、「支払手段」管理行政は(戦前!),紙製の管理貨幣を、そうと決定すれば**いつでも**(中国の銅貨と比べてさえも、銀貨やまして金貨と比較すればなおさら)あらゆる通常状態下で実際に、「任意の」箇片数量分だけ造ることが**できた**、という命題である。しかも(比較的)わずかな「費用」で。**とくに**、**純粋に**裁量による**名目的**箇片種類で、つまり紙の量に関係なく**任意の名目額**の紙幣を造れる。あきらかにこの最後のことは、**金属貨幣**の場合では、そもそも制限貨幣形態についてのみ、それゆえ程度と意味が**それほど違わずに**当てはまることが**あった**。本位通貨金属ではそうはいかなかった。この場合、本位通貨金属の量は、弾力的とはいっても、やはり紙で貨幣が作れるときより「はるかに」**きつい**縛りのある大きさだった。つまり金属量は政策に限界を課した。**も**

し支払手段管理行政がもっぱら対外相場規制により（できるだけ）固定した対外相場を目的として追求するとしたら、**その場合には**券貨の創造も、たとえ「技術的」ではなくとも**規範的には**明確な限界を持ったのは確かである。クナップはそう異論を唱えるかも知れぬ。その点では彼は形式的に——だが形式的にのみ——正しいかも知れぬ。「自己発生的」紙幣についてはどうか。クナップはこう言うだろう、その場合も事態は同じだ（オーストリアとロシアを見よ）と。金属の不足という技術上の「**機械的**」限界がなかった「**だけ**」だった、と。このことに意義はなかったのだろうか。この問題をクナップは無視した。おそらく彼は「（本位通貨の）死滅に効く薬はない」と言うだろう。だがそこには（というのも目下の製紙の完全停止をここではいったん度外視するので）昔も**今も**、疑いなく 1. **政治的**管理行政の指揮者の独自の利害関心——クナップもこれを「支払手段」管理行政の所有者ないし委託者として前提している——**も**、2. **私的な**利害関心も存在している。このどちらも、決して**一次的には**「固定相場」の維持に関心を持ってはおらず、それどころかしばしば——少なくとも当面は——まさに**逆の**〔相場変動を利用する〕関心をもっている。こうした利害関心もまた、政治的な支払手段管理行政自体の内部で、ないし利害関係者の強い圧力を受けることにより、有効に作用して「インフレーション」——これを（この表現を厳格に避ける）クナップは（本位間相場での）「対外相場規制」とは**別のことを**目指しており、そのために「許容された」紙券の発行なのだ、と言うしかなかろう——を起こすことがある。

〔インフレ誘発要因として〕まずは財政上の誘惑がある。インフレーションにより主たる実物の**国内財産**がドイツ・マルクで平均して1/20に「減価」した、としよう。**もし**利潤と賃銀がいつかこの価格条件に「適応」できたなら、つまりすべての国内消費財とすべての労働が20倍の高さに評価されるとしたら（ここではそう仮定しよう！）この幸運な状況にある人びとすべてにとっては、じつに**戦時債務**の19/20分の**負担軽減**になる。国家も、いまや**上昇した**（名目的）所得からそれに応じて上昇した（名目的）**租税**を徴収するので、少なくともその著しく強力な影響に味をしめるはずだ。これは魅惑的な話ではないか。「誰か」がその「コスト」を払うことになるのは確かだ。だが国家ないしは前出の二つのカテゴリーのどちらか、ではない。さらに、古い**対外債務**を、**任意に**できるだけ安く作った支払手段で諸外国に払えるなんて、なんと魅惑的なことか。疑念が生じるとすれば——ありうる政治的干渉による以外に——純然たる対外借款の際には、当然、**将来の**信用を危険に晒すことになる。とはいえ、よくあることだが、国家にとってはやはり先のことよりも今の方が大切なのだ。そうなると企業家の中にも利害関係者がでてくる。彼らにとってインフレーションによる販売製品の20倍の価格上昇は、その際に労働者が——よくあることだが——交渉力の無さとか状況見通しが無いとか、理由はなんであれ、「わずか5倍ないしわずか10倍の」（名目的）賃銀しか受取れないなら、じつに都合がいいだろう。この手の純粋に**財政的に**条件づけられた激烈な「インフレーション」は、経済政策の担い手から強く嫌われるのが普通である。事実、それはクナップの説くような対外相場

規制政策とは合致しない。これとは逆に、信用銀行が場合により信用緩和を通じて行うような、**計画的な**非常にゆっくりとした流通手段の増加が、投機的精神の「刺激」の増強に、つまり利潤チャンスの期待に叶うものとして歓迎されるが、この流通手段の漸次的増加は、自由な貨幣手段を「レント目的の投資」ではなく「配当目的の投資」を刺激することによって、企業活動意欲つまり資本主義的財生産のためになる、として歓迎されるのである。だがその場合、対外相場規制的要請はどうなるか。流通手段の漸次的増加には独自の作用がある。例の「企業活動意欲の刺激」はその結果として、自国本位通貨の相場の**上昇**という、あるいはそうでなくとも低下の阻止という意味において（「多元複層的に」）いわゆる「国際収支」に影響を与えることができる。その頻度や程度はまた別の問題である。**財政的**観点に規定された本位通貨貨幣の急激で**ない**増加が同様に作用しうるかどうかは、ここでは論じないでおこう。この、対外相場規制的に害のない本位通貨貨幣ストックの増加分の「負担」は、激しい財政インフレーションの際に実質的に「収奪」される社会層と同じ層が時間をかけて支払う。つまり名目的に**同額**のままの所得の人や、あるいは名目的〔価値不変の〕**有価証券**財産の所有者すべて（とくに**定額**のレント受領者、それから「定額の」——つまり愚痴をこぼし続けることでしか高くない——俸給を得る官吏、また「定額の」——つまり厳しい闘争によらないと上がらない——賃金を支払われる労働者）である。したがってクナップの言うところを、紙幣本位政策に関してはつねに対外相場規制の**観点だけが**、つまり「固定相場」が決定的たりうる（彼はそう主張していない）、と理解すべきではないし、たぶんその観点だけ**となる**可能性が高い——と彼は考えているようだが——とみておくべきでもないだろう。まさに**彼の言う**意味での合理的な、つまり（彼はそう明言していないが）**貨幣創造**オペレーションによって価格関係の「攪乱」をできる限り無くすという意味で合理的な指向をもつ支払手段政策が取られるなら、この観点が唯一のもの**となるであろう**ことは否定できない。しかし、これもクナップが言っていないが、この種の本位通貨政策の実践的**重要性**が「固定相場」に限定される、ということは決して認めるべきではなかろう。ここでは、価格急騰ないし価格漸騰の源泉とでもいうべきものとしての「インフレーション」と、またインフレーションが価格上昇の**追求**によって惹起されることがある、ということを論じてきた。当然ながら価格**急騰的**な（券貨）インフレーションは固定相場をも動揺させるのが普通である（先に述べたが、価格漸騰的な貨幣増加は必ずしもそうならない）。クナップはこのことは認めるだろう。彼は明確に、また正当にもこう仮定する。彼の理論においては**本位**に決められた〔貴金属の〕**商品価格政策**などというものの余地など（急騰的であれ漸騰的であれ現状維持的であれ）存在しない、と。なぜか。想像するに以下の形式的な理由からだろう。二国ないし複数国家間の本位価格関係は（形式的に）一義的で統一的な**取引所価格**の詳細な数字によって日々表現されており、この価格を基準として「支払手段政策」を合理的に策定**できる**からである。さらに「支払手段」の管理、とくに流通手段管理に関しても、流通経済的に結びついた特定の人間集団が見通しうる先まではほぼ同じ状態のままだとする

と、(純粹な支払目的のための) 所与の**支払手段**ストックのどれだけの増減が彼らにとって「必要」となるのか、を見積もることができる。とはいえ(繰り返される支払手段需要を通じて表現された従来の事実を手がかりに) **見積もる**にすぎないのだが。これに対して、インフレーションないし(逆に)貨幣の回収が、**どの程度**の価格急騰的ないし価格漸騰的ないし(反対に)価格現状維持的な作用を一定の将来においてもたらすかは、上記と同じ意味では予測できない。予測のためには、インフレーション(ここではこちらだけを考察する)の検討に際して次の諸点を知る必要がある。1. 現在の所得分配。これに関連して2. 個々の経済行為者が現時点の所得に基づいて立てる将来予測、3. インフレーションの「経路」、つまり新発行分が最初は誰の、その次には誰の**手元におかれる**か。これはまた、インフレーションにより名目所得が増大してゆく**順序**と程度ということになる。そして4. インフレーションが新たに生んだ財需要の用途(消費、財産積み増し、投資)の規模と、とくにその**種類**(奢侈か、何であれ生産手段か)。最後に5. インフレーションによる価格変化およびそれがさらに引き起こす所得変化の進む方向、そしてさらにそれに引き続く「購買力」変化の無数の諸現象、また実物の財貨生産**増加**への(ありうる)「刺激」の**程度**。これらはすべて、**新たに**作り出された状況に対する**個々の経済行為者**の将来**予測**によって全面的に規定されることがらであって、それがまた他のそうした個々人の価格**評価**に反作用を与え、こうしてはじめてこの評価や予測が利害闘争の中で将来の「価格」を生み出すことになる。ここでは実際(例えば10億を追加発行すれば見通しとして鉄価格がxの、穀物価格がyの上昇、等になるといった)「計算」はおおよそ話にならない。純粹な**国内**産品に関して**一時的**に有効な価格統制はたしかに可能とはいえ、最低価格ではなく最高価格についてのみであり、それも明確に限定的な効果でしかないだけに、そうした計算はまず見込みがない。「価格」そのものの(経験的に不可能な)計算ではもう何も得られまい。というのもこの価格が場合により純粹な**支払手段**として必要とされる貨幣量を規定するからである。だが同時に、また**ずっと**それ以上に、**資本財**調達的手段としての貨幣が、**信用**形態で、新規に、また別のやり方で必要となるだろう。しかし意図されたインフレーションのもたらしうる結果がここで問題になろうとも、そもそもどんな正確な「計算」でも捉えられられぬだろう。それゆえクナップの記述全体を考えると(というのもここでのごく粗い説明が描こうとしたのはこれのみだったのだが)、彼は、**近代の流通**経済に関して、計算可能という点で「外国為替政策」に何ほどか類似した基礎に依拠した、インフレーションを通じての**計画的で合理的な価格政策**の可能性をまったく考慮しなかった、ということが理解できる。しかしそうした価格政策は歴史上の事実なのだ。インフレーションと逆インフレーションは、**中国**において——じつに不恰好な形なのは確かだが——貨幣経済の根本的に原始的な状態で、銅本位通貨について再三試みられたが、ひどい失敗だった。また価格政策はアメリカでは**推奨**された。だがクナップは、どう見ても彼の言う意味での「証明できる」仮説だけで書き上げた彼の書において、国家は自己発生的紙幣の発行に際しては「慎重で」あるべきだ、と忠告することで満足

している。そして彼は全面的に「固定相場」に目を向けているため、この忠告には、**まず**疑念の余地はないと**思われる**。インフレーションによる減価と本位間相場での減価とは**通例**は密接に関連している、と言いたいのだ。ただ両者は同じではないし、とくに例えばインフレーションによる減価はみな最初は本位間の相場によって引き起こされる、というのではない。実際に**価格政策**を狙ったインフレーション追求型の支払手段管理行政が要求されたこと、しかもその要求が、銀の自由鑄造要求運動期の銀鉱山所有者から**だけ**でなく、グリーンバック紙幣増発を望む農場主からもでていたことを、クナツは**明示的**には認めていないが、それを否定してもない。ともあれそれは決して**長期的**成功を収めることがなかったのだ、彼も気が休まっただろう。だが、やはり事態はおそらくそう単純ではない。価格を動かす施策として**意図**されたかどうかに関係なく（上述の意味での）インフレーションはいずれにせよ現実にはしばしば**生じた**のであり、アッシニア紙幣型の悲劇はヨーロッパと同様に東アジアでもなかったわけではない。**実質的貨幣理論**はやはりこれに取り組まねばならない。クナツにしても、銀の「減価」とアッシニア紙幣の「減価」の間には**およそ**何の違いもない、とは主張しないだろう。形式的な面からしてすでに違っている。減価したのは、鑄貨形態になっている銀ではなく、逆に産業用に提供される原料〔＝地金のまま〕の銀の方であり、（**自由鑄造を禁止された**）表券的銀**鑄貨**は必ずしも減価しなかった（しばしば逆である！）。これとは逆に、産業目的に供される原料の「紙」は減価**せず**、（当然だが）まさしく表券的**アッシニア紙幣**の方が減価する。最終的にはゼロ、ないし「蒐集家」用や「博物館」用の価値にまで下がるが、もちろん（クナツなら正当にもこう言うだろう）それが国庫窓口で**受領を拒否**されたときに初めてそうなる。つまりこのことにしても、やはり「国家的に」、統治権限を通じて引き起こされる、と。そのことは正しい。だが、名目的な「国庫支払用」の通用力がまだあったときでも、それらが以前もっていた（**任意**の諸財との価格関係でみた）**実質的**通用力のほんの数パーセントにまで、受領拒否のずっと前から減価していたことはしばしばあった。

この悲劇的崩壊はまったく別にしても、それ以外にまだ諸々のインフレーションや、反対に（中国の）本位通貨金属の貨幣外利用がひき起こす「本位通貨の苦境」というケースは歴史上たくさんあった。そしてここでわれわれは、そのようなケースでは（必ずというのでは決してなく）事情によっては、以前はそうでなかった〔＝本位だった〕一定の貨幣種類が「補助的」になり、国庫に「滞留」して「滞留忌避型」本位通貨変更を強いる、ということに留意したいが、それだけではない。**実質的貨幣理論**なら、当然、そうしたケースでは価格および所得への影響、またそれを通じて経済全体への影響がどのようなものかについて**も**、少なくとも問いを立てる必要があるはずだ。前に述べた諸々の理由から、その問いにどこまで理論的に答えられるかはおそらく疑わしい。同様に、形式的に複金属主義を採るフランスで、金ないし銀の（相手方金属で表示された）価格が低下した結果、実質的にあるときは金のみ、あるときは銀のみが実効的な本位貨幣となり、他方が「補助」貨幣となる場合、われわれが指摘しようとするの

は、その価格変化はまさしく「多元複層的」に規定される、ということ**だけ**ではない。その他の貨幣素材の変更の場合も同様で、それだけに注目するのではない。そのことだけでなく、ある貴金属が増加した場合、そこには略奪による獲得（コルテス、ピサロ）、あるいは商業による豊富化（紀元1世紀および16世紀以来の中国）、あるいは増産があるのか、ということも問題にしよう。もし後者の増産であれば、生産が増加しただけなのか、あるいは同時に生産費も下がった（ないし生産費の低下のみ）か、そしてそれはなぜか、と問おう。たとえば貴金属の貨幣外使用のあり方のどんな変化がそこに作用していたのか。**特定の**（たとえば古典古代の地中海北岸部）経済圏を**決定的に**特徴づけた、まったく外部の（中国、インド）経済圏への（紀元後数世紀に見られたような）貴金属輸出が生じたのではないか。それとも原因はもっぱら（ないし他のものと並んで）「多元複層的」に規定された**貨幣需要の変化**（小取引需要の**あり方**）の側にあるのか。少なくとも、これやあれやの**諸々の可能性**がどのように作動する傾向にあるのか、を論じなくてはならない。

最後に、「貨幣」に対する「需要」が**流通経済的**規制を受けること、およびこの概念がそこで何を**意味する**か、についてさらに見ておこう。まず、**市場利害関係者の**差し迫った支払手段「需要」が「**自由な流通貨幣**」の創造（「自由鑄造」）を規定することは明らかである。つぎに、**市場利害関係者の**差し迫った支払手段需要およびとくに**信用需要**が、彼ら自身の支払能力と、支払に関して授与（oktroyieren*）された規範とを考慮しつつ、近代的発券**銀行の流通手段**政策を規定する。それゆえ今日では、つねに**利害関係者の経営**（Betrieb**）が第一の支配力をもつが、これはわれわれの経済秩序の一般的類型に対応している。したがって**われわれの**（形式的に合法的な）経済秩序においては、このことだけを、そもそも「貨幣需要」と呼ぶことができる。だからこの概念も——「財」に対する「需要」（「**購買力ある需要**」）の概念と同じで——諸々の「実質的」な要請に対しておよそ無差別に応じる。流通経済においては、貨幣創造にとって強制力のある限界と**と言えるものは**、貴金属貨幣の場合にしか存在しない。だがこの限界の存在こそが、いま述べたことからすれば、まさしく貨幣制度に対して貴金属がもつ意義を生み出している。つまり（実際に）「任意に」量を増やせない材料、とくに貴金属で造った「素材的」貨幣には、**および同時に**貴金属で兌換準備された流通手段には、上述の制約があるので、貨幣創造ではいつも——柔軟で漸増的な銀行インフレーションを完全に排除するのでないのは確かだが、それでも核心においてはまさに**確固たる**——限界というものが設定される。これに比べて（実際に）「任意に」量を増やせる紙のような材料による貨幣創造の場合には、そうした機械的な限界は存在**しない**。だからこの場合、**現実には**、ある政治的団体の指導部の「自由な決定」が、**つまり**この場合には、前に示唆したように、団体の指導部による**ヘルの財政的**利害関心の解釈や、また事情によってはその団体の**行政幹部**のまったく個人的な利害関心（赤の集団〔ソヴェート政権〕による紙券印刷機の使用！）さえもが、例の機械的な抑止を**解かれた**貨幣量の調整器となる。そうした利害関心を排除すること、より正確には、国家自体がそのよ

うな利害関心によって金属本位通貨の放棄と紙幣本位通貨への移行を迫られる**ことがある**ので、そのような利害関心がある程度**抑止すること**、この点に金相場規制や銀相場規制の金属本位通貨の意義は、今日もなお存在する。金属本位通貨は——実態は著しく機械的な性質とはいえ——純粋な交換チャンスだけを指向するという意味で、なんといっても極めて高い水準の**形式的な**流通経済的合理性を意味する。**純粋な**紙幣本位通貨の場合に、貨幣管理行政による財政的観点からの支払手段政策は、たしかに前で認めたように——オーストリアとロシアがそれを示していた——ヘルないし行政幹部の個人的利害**だけ**とか、純粋に差し迫った財政的利害、つまり**交換手段**としての「種類」がどうなろうともできるだけ多くの**支払手段**をできるだけコストをかけずに創造しようとかを、必ずしも指向してきたわけではない。しかし、この指向性の生じるチャンスが慢性的に存在するのは疑いない。これに対して、素材相場規制（「自由な流通貨幣」）の場合には、この〔制約なき貨幣創造の〕チャンスは**それと同じ**意味では存在しない。このチャンスは——流通経済の**形式的**秩序から見たら——「素材相場規制」のない本位通貨に備わる（それゆえ同じく**形式的**には）「非合理的なもの」である。ということは、素材相場規制の本位通貨は、例の「機械的」拘束によるとしても、**相対的な**形式合理性しかもたないのであって、この点は認めるべきである。こういう譲歩ならG・F・クナップは**できるだろう**し、しておくべきではないか。

というのも、古い「数量説」がいかに陳腐だったとはいえ、純粋に**財政的**観点からの券貨発行に伴う「インフレーション」ではいつも「減価の危機」が確実であることは、誰だって、クナップにしてもやはり否定しないからである。ただ、それに対する彼の「気なぐさめ」は断固として拒否されるべきだ。彼の言う「すべての」（！）個人の「両面的」立場とは、人はだれでも一方では債務者**であり**また他方で債権者**でもある**、という意味であり、クナップはこれを「減価」はどれも絶対的に無差別であることの証明のために大まじめで持ち出すが、現在われわれがみな体験しているように、これは幻想である。レント取得者の場合だけでなく、収入が名目的には同一のままの（あるいは**財政事情および**行政の気まぐれに左右されて二倍に上昇するかもしれない）固定俸給受領者の場合でも、支出は**名目的**におそらく（現在のように）20倍になっているなら、この両面的立場は一体どこにあるというのか。また**すべての**長期の債権所有者の場合にはどうか。貨幣の（**実質的**）通用力のこのような激しい変動は、たとえ多くの企業家が本位相互間の関係から利益を獲得できて、また**かなりの**（少数の！）の労働者が名目的な賃銀増加を確保する力をもつとしても、今日では**慢性的な**社会革命に向かう傾向を意味している。こうした社会革命的な作用と、またそれとともに流通経済の著しい攪乱とを、観点によっては、じつに「喜ばしい」とみなすことは可能であろう。それを「科学的に」論駁することはできない。というのは（正しかろうと誤っていようと）そこに「流通経済」から「社会主義」への進化を期待することも可能だからである。あるいはそこに、どんなに「犠牲」が出ようとも一切お構いなく、小経営を伴う**統制**経済だけが実質的に合理的である、ということの証明

を期待することもできる。しかし、それに対して中立的な科学は、いずれにせよまず、その作用をできる限り冷徹な目で**確認**しなくてはならない。だが、一般化された形だとまったく誤っているクナップの「両面性」の主張は、この作用をおおいかくすのだ。個々の誤りを別とすれば、私には、今のべたことのうちにこそ、彼の理論の根本的な**不十分さ**があるように思われる。これが、彼の理論に対しては全然そうでなかった学者までをも「原則的」な反対者にしてしまった。

〔了〕

第1章の参照箇所

* oktroiert 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』(岩波文庫, 1972年) 82頁では「強制された」と訳されている。

** Betrieb 清水訳同書85頁では「或る種の永続的な目的的行為」を指す、とされる。